

戸田ボートコース航行ルール

2009年4月1日改訂

【ルール改訂にあたって】

1. 近年、混雑が激しい戸田ボートコースにおける練習の安全と円滑化を図るため航行ルールの改訂を行います。
2. 各クルーが快適に練習するためには、本ルールを遵守するほか、たとえ優先であっても徒に権利を主張することなく、譲り合って練習するようにして下さい。
3. 安全な航行のために「右側通行」「後方(艇尾方向)への注意・警告」「転回時のルール」「早朝・夜間における前方灯の点灯」を厳守願います。
4. 円滑な練習のために「レーン使用区分のルール」「転回時のルール」を遵守願います。
5. ルールには規定していませんが、以下の事項についても留意願います。
 - ・夜間練習の際、容易に視認できるようにバウは白っぽいシャツを着用する。
 - ・逆漕による衝突を防止するため、経験の浅いクルーは③④レーンの航行を避ける(特に夜間)

社団法人 日本ボート協会

戸田ボートコース水域安全委員会

■本ルール中の記載においては「前方＝艇の進行方向」、「後方＝艇尾方向」を意味する。

ルール制定の目的	このルールは戸田ポートコースを利用するすべての艇の「安全・快適・円滑な航行」を図ることを目的に制定する。 すべての艇は「ルールの遵守」に加え「互譲の精神」と「最善の注意」によって衝突回避に努めなければならない。
コースの概要	第1条(センターライン) (1)戸田コース水面は全長2400m、幅員90m(一部110m)からなる。 (2)レーンは、コース並行方向に以下の通り区分され(北側から南側に向かい、順に以下の通り呼称する)③レーンと④レーンの境界をセンターラインとする。 ・①～⑥レーン(幅員12.5m。ただし①レーンのみは路肩部分を含め17.5m) ・回漕レーン(幅員12.5m) (3)各レーンを区分するため600m～2000mの間にブイを設置し、センターラインを白色、その他を黄色および赤色を以て表示する。 ※ブイの色については変更作業を行うまで現行のままとする。 (4)0m～600mの間は上記ブイが設置されているものと見なしてレーン区分を遵守する。
航行規則(1)	第2条(航行時の基本ルール・その1/衝突回避のための原則ルール) (1)すべての艇は「大会開催時に特別に定めた場合」を除き③、④レーンの境界をセンターラインとし右側通行を厳守する。 (2)従ってすべての艇は必ずその右舷(漕手の左側の舷)を以って離岸・着岸しなければならない。ただし、国立競技場艇庫前の2棧橋、埼玉県艇庫前の1棧橋を利用するときはこの限りでない。なお三菱艇庫以東にある各艇庫への離・着岸については各艇庫の定めるところによる。 (3)すべての艇は、第4条ほかに定める航行における優先順位に拘わらず相互に衝突を回避するよう努める義務を有する。そのため、先行する艇は後方から接近する艇に対し、本ルール上の「回避義務」がない場合においても警告を発する義務があるものとする。 ※この「後方注意義務」はカヌーにおいても同様とする。 (4)夕刻以降の練習においては、艇前部に明るいライト(できれば点滅式のものを)を装備し、日没後は必ず点灯する。また日の出前の早朝練習時も同様とする。 上記ライトは艇に装着し、少なくとも前方500mの距離から容易に認められる明るさを持つものとする(電池の消耗に常時注意すること)

<p>航行規則(2)</p> <p>※(図示1)参照</p>	<p>第3条(航行時の基本ルール・その2/転回時のルール)</p> <p>(1)転回は原則としてコース両端で行うものとし、コース中間で行ってはならない。やむを得ずコース中間で転回を行う場合は、十分に安全を確認するとともに、絶対に他艇の進行を妨げてはならない。</p> <p>(2)スタート付近での転回</p> <p>【競艇棧橋がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0～100mを「転回エリア」とし、すべての艇は徐行して他艇の位置に注意を払うとともに、転回を行おうとする艇を優先とする。 ・100m～150mを「注意エリア」とし、全ての艇は艇前方に注意を払い転回エリアにある艇との衝突を防止しなければならない。 ・転回を終えて停止しようとする艇は、後続艇の妨げとならないよう「停止・休憩エリア」(回漕レーンおよび一部⑥レーン)に進んでから停止するものとする。 <p>【競艇棧橋がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競艇棧橋～600mを「転回エリア」とし、すべての艇は徐行して他艇の位置に注意を払うとともに、転回を行おうとする艇を優先とする。 ・600m～650mを「注意エリア」とし、全ての艇は艇前方に注意を払い転回エリアにある艇との衝突を防止しなければならない。 ・転回を終えて停止しようとする艇は、後続艇の妨げとならないよう「停止・休憩エリア」(回漕レーンおよび一部⑥レーン)に進んで停止するものとする。 <p>(3)ゴール付近での転回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000mのゴールライン～2100mブイまでを「注意エリア」とし、全ての艇は艇前方に注意を払い転回エリアにある艇との衝突を防止しなければならない。 ・2100mブイ～2200mブイ(新設)を「転回エリア」とし、すべての艇は徐行して他艇の位置に注意を払うとともに、転回を行おうとする艇を優先とする。 ・休憩などで停止する場合は、2200mブイ以降の「停止・休憩エリア」で行うものとする。ただし各艇庫の入出艇を妨げないようにしなければならない。 ・コース北側(埼玉側)艇庫から国立艇庫前の棧橋に向かう艇は2100mブイ以降の水域を他艇に充分注意しながら横断するものとする。
<p>航行規則(3)</p> <p>※(図示1)参照</p>	<p>第4条(レーン使用区分に関するルール/円滑な練習を行うためのルール)</p> <p>(1)すべての艇は艇種のいかんにかかわらず以下のレーン使用区分に従うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③④レーンは高速レーンとし、原則として途中で停止してはならない。また後方から接近する艇の進行を妨げてはならない(追いつかれた時には岸側に避けてレーンを譲るものとする) ・②⑤レーンは準高速レーンとし、後方から接近する艇の進行を妨げてはならない(追いつかれた時には岸側に避けてレーンを譲るものとする)。ただし、後続艇がない場合に限りスタート練習など一時的な停止は行えるものとする。 ・①⑥レーンは低速レーンとし、遅い艇や分漕中の艇が使用する。このレーンでは、追いついた艇が②⑤レーンを利用してこれを追い越すことを原則とする。ただし①⑥レーン上でも、スタート練習やメニューの切れ目など一時的な停止を除き原則として長時間停止してはならない。 ・回漕レーンでは休憩や指導のために停止することが出来る。

	<p>※なお、先行する艇が安全に回避できない可能性があるため、コースが十分に空いている時を除き「並べ」による練習は行わないものとする。</p> <p>(2)カヌー、カヤックは原則として回漕レーン及び①レーンを使用する。同一レーン内といえどもカヌーによる横隊進行は2艇までとする。</p>
罰則	<p>第5条(罰則)</p> <p>(1)以下のような行為により安全・快適・円滑な航行を阻害するおそれのあるクルーに対しては処分を与えることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右側航行を守らないクルー ・コース途中で横断することにより他艇の航行を妨げるクルー ・レーン通行区分を無視するクルー ・夜間、無灯火で練習するクルー <p>(2)処分は以下によって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記違反を目撃したクルーは水域安全委員会に日時、場所、違反クルー名、艇種を通報する。 ・水域安全委員会は上記通報に基づき事実を確認のうえ違反クルー所属団体に警告を行う。 ・度重なる警告にも拘わらず違反が改善されない団体については、水域安全委員会から加盟ボート協会に報告のうえ公式レースからの除外を勧告する。
レース時の航行規則 ※(図示2)参照	<p>第6条(レース開催時の航行制限)</p> <p>(1)1,000m以上の距離により行われるレース開催中、レース主催者の判断によりコースは閉鎖することができる。この場合、レースに参加しない艇は2,100mブイよりスタート側の水域に進入してはならない。</p> <p>(2)1,500m以降をスタートラインとし、2,000m付近をゴールラインとする「社内レガッタ」など、上記(1)未満の距離で行われるレースの開催中、レースに参加しない艇は当該レースのスタートラインより100m上流以遠の水域で練習することができるものとする。この場合、当該レースのスタートライン100m上流～200m上流までの間を横断および転回用の水域として使用する。また上流での練習に際しては上記第2条～第4条の航行ルールに従うものとする。</p> <p>(3)また、上記練習水域との往復については以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタート方向へ向かう場合は当該レーススタートラインの上流100mまでは回漕レーンを航行する。 ・ゴール方向へ向かう場合はレース主催者の指示に従いレースの合間を航行する。
	<p>第7条(事故時などの対応)</p> <p>万一の事故(衝突、沈没など)や艇の故障などの際は、クルーの安全を確認ののち、他艇との衝突回避の措置を取らなければならない(具体的には接近する他艇へ警告を発しながら艇を岸に寄せること)</p> <p>また付近の艇は可能な限り上記に協力しなければならない。</p>
	<p>第8条(艇の整備)</p> <p>すべての艇は、円滑な航行を妨げないため「岸蹴り前に」ストレッチャー位置を含めた艇の整備を完了しておくものとする。</p>

危機回避	第9条(危機回避) 練習中、切迫した状況下において緊急避難を必要とするときは、本ルール各条の規定にかかわらず臨機の措置をとることができる。
調整	第10条(その他) 事情により本ルールの適用が困難な場合は、水域安全委員会に届け出て、その承認を求めるものとする。